

鹿児島工業高等専門学校感謝状贈呈要項

平成 24 年 3 月 28 日

校 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校長（以下「校長」という。）が行う感謝状の贈呈に関し必要な事項を定めるものとする。

(感謝状贈呈の事由)

第 2 条 感謝状の贈呈は、学外者及び学外団体のうち、次の各号の一に該当するものに対して行う。

- (1) 本校の教育、研究の進展に顕著な貢献をしたもの
- (2) 本校の課外活動の指導に顕著な功績のあったもの
- (3) 本校の地域連携及び国際交流の発展に顕著な貢献をしたもの
- (4) 本校の教職員及び学生の生命、身体等の保護のため生命をとして尽力したもの
- (5) 本校の教職員及び学生の福利厚生に永きにわたり尽力したもの
- (6) 本校学生の奨学育英に顕著な貢献をしたもの
- (7) 本校への寄附により、本校の発展に顕著な貢献をしたもの
- (8) その他前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(被贈呈者の推薦)

第 3 条 校長、副校長、校長補佐、事務部長及び各学科等の長は、前条に規定する事由に該当するものがあると認めるときは、その都度校長に対して感謝状贈呈者推薦書（別記様式第 1 号）により推薦することができる。

(被贈呈者の決定)

第 4 条 校長は、前条の規定により推薦があったときは、運営会議の議を経て被贈呈者を決定する。

(感謝状の贈呈)

第 5 条 感謝状の贈呈は、別記様式第 2 号により校長が行うものとし、併せて記念品を贈呈することができる。

(事務)

第6条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年3月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年8月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。